

# ひらつか元気応援ポイント事業



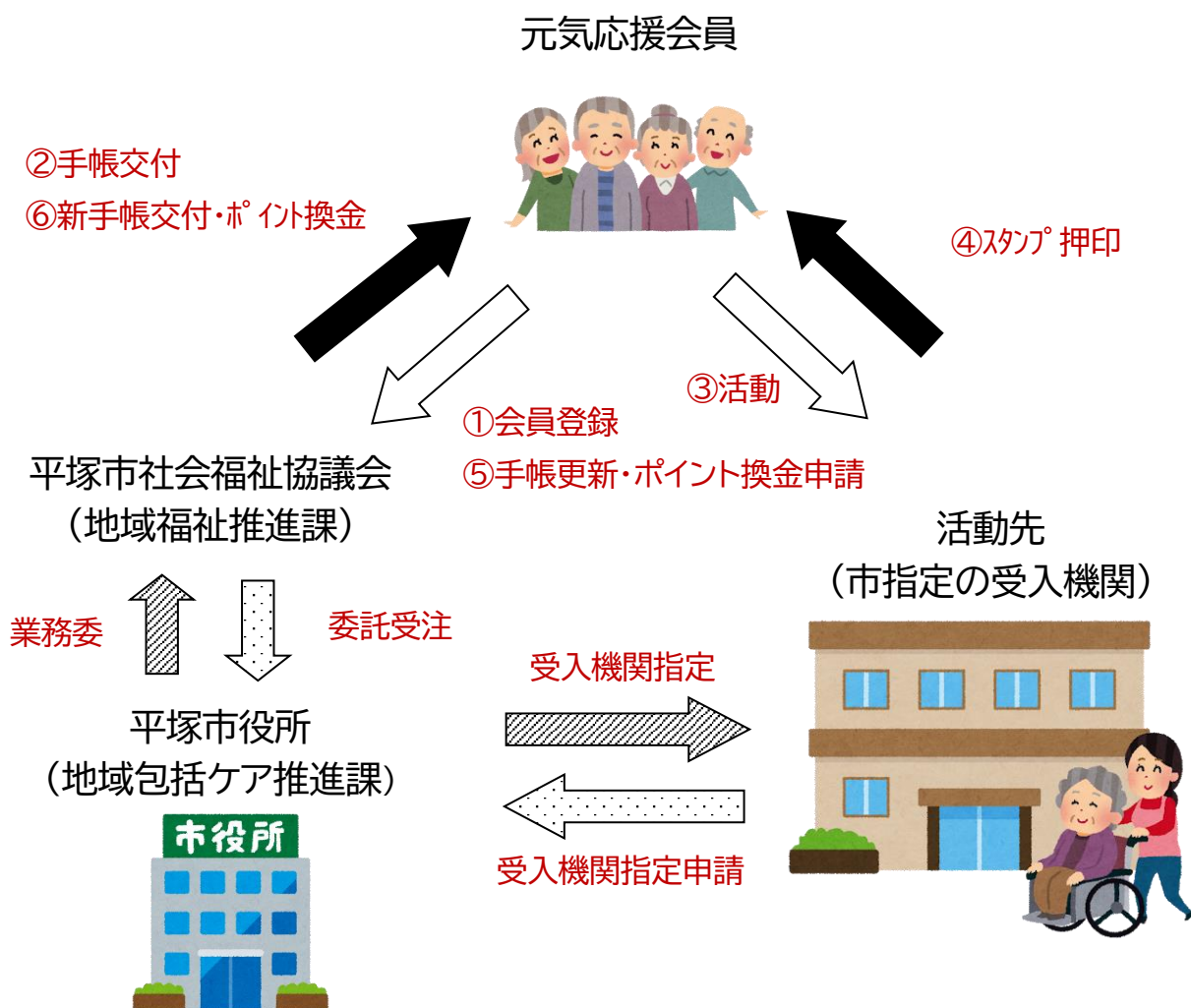
令和7年4月～令和8年3月  
平塚市・平塚市社会福祉協議会



## 目次

1. ひらつか元気応援ポイント事業とは？	4
2. 元気応援ポイント事業利用の流れ	4
3. 受入機関	8
4. 活動内容	10
5. 活動する際のポイント	12
6. 活動当日の心構え	12
7. 怪我や事故に遭った場合は	13
8. 今後の予定	14

### \*\*\*元気応援ポイント事業イメージ図\*\*\*



## 1. ひらつか元気応援ポイント事業とは？

---

この事業は、介護予防事業の一つとして、65歳以上の皆さんが元気応援ポイント事業を通して地域貢献や社会参加をすることで、より元気になることを目的としております。そして平塚市がいきいきとした地域社会となることを目指しています。

### 【対象者】

平塚市介護保険料を納めている平塚市在住の65歳以上の方

## 2. 元気応援ポイント事業利用の流れ

---

### (1) 元気応援会員登録・手帳の交付について

説明会に出席し、事業の概要や活動の心構え等を聞いた上で、活動に参加を希望する方は、ひらつか元気応援ポイント事業登録申請書を記入し、平塚市社会福祉協議会にご提出ください。

会員登録後、ひらつか元気応援ポイント手帳と受入れ機関の一覧を配布いたします。

※元気応援会員に登録される方は、身分証明書が必要です。後日登録を希望される場合も、平塚市社会福祉協議会(平塚市福社会館内)にて登録手続きを行いますが、その際も身分証明書が必要となります。

### (2) 元気応援ポイント活動を開始します

受入機関により、活動は様々です。受入機関一覧をご確認いただき、ご自身に合った活動、受入機関を選んでいただきます。活動の日程等につきまして、元気応援ポイント受入機関に各担当者がいますので、直接連絡をとっていただき、相談、調整した後、活動が始まります。

※受入機関に直接連絡しにくい等ありましたら、平塚市社会福祉協議会が間に入り調整いたしますので、お気軽にご相談ください。〔TEL33-3100〕

(3)手帳にスタンプをもらいます(令和7年4月1日～令和8年3月末まで)

受入機関ごとに元気応援会員受付台帳がありますので、日付・開始時間会員番号を記入してください。活動が終了したら、台帳に終了時間を記入し受入機関の担当者に手帳を提示してください。活動時間に応じてスタンプを手帳に押印します。

※スタンプは1時間の活動で1個、1日あたり2個が上限です。

※交通費等の支給はありません。

(4)ポイント数に応じて交付金や元気応援セットに交換出来ます

換金は、5月の換金申請期間に貯まったポイントを交付金及び元気応援セット(平塚の名産品等)への交換や寄付をすることができます。

換金申請期間	令和8年5月1日(金)～5月29日(金) 平日 午前9時30分～午後3時30分(土日・祝日は休み)
場所	平塚市福社会館 2階 平塚市社会福祉協議会 地域福祉推進課
持ち物	・ひらつか元気応援ポイント手帳 ・身分証明書 (マイナンバーカード、有効な健康保険証、介護保険証等)のいずれか ・ポイント活用申出書 (ポイント換金申請及び手帳更新手続き案内に同封)

※会員登録をされた方には「ポイント換金申請及び手帳更新手続き案内通知文」を3月下旬頃に郵送しますので、持ち物等ご確認の上ご来館ください。

## ○交付金

ポイント数	ひらつか元気応援ポイント交付金
1ポイント	100円
2ポイント	200円
}	}
49ポイント	4900円
50ポイント	5000円
51ポイント	5000円

※1スタンプ100円とし、5,000円を限度に100円単位で交付金を交付します。

※ポイントは次年度には繰越できません。

交付金交付例：スタンプ数が38の場合…

交付金は3,800円になります。

## ○元気応援セット(平塚市の名産品)

ポイント数	元気応援セット
30ポイント	30P セット
40ポイント	40P セット
50ポイント	50P セット

※年度により用意できるセットが変わります。

## ○介護保険料納付の確認について

交付金申請時の前々年から交付金申請年までの**2年間**について、介護保険料の納付状況を平塚市が確認いたします。

なお、介護保険料未納の方には、交付金及び元気応援セットの交換はできません。

(5)ひらつか元気応援ポイント手帳の更新

手帳の有効期間は、1年間(令和7年4月1日～令和8年3月末)となります。活動の継続を希望される方は、平塚市社会福祉協議会(平塚市福社会館)にて、元気応援ポイント手帳の更新手続きをお願いします。

期間 令和8年5月1日(金)から随時

平日 午前9時30分～午後3時30分(土日・祝日は休み)

持ち物 ・ひらつか元気応援ポイント手帳

・身分証明書(マイナンバーカード、有効な健康保険証、介護保険証等)  
のいずれか

(6)新年度の活動について(4月1日～5月29日まで)

4月1日から5月 29 日までの活動ポイントは、手帳の20ページ「令和8年4月1日～5月29日用押印欄」にスタンプを押印いたします。

手帳更新時に新手帳へスタンプを引継ぎします。

### 3. 受入機関

---

ひらつか元気応援ポイント事業の受入機関(施設種別)の一例は次のとおりです。  
なお、受入機関は、会員登録時にお渡しする「受入機関一覧」をご覧ください。

- ・特別養護老人ホーム
- ・介護老人保健施設
- ・養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム(A型・ケアハウス)
- ・デイサービスセンター
- ・通所リハビリテーション(デイケア)
- ・病院
- ・救護施設
- ・認知症高齢者グループホーム
- ・介護付き有料老人ホーム
- ・八幡山の洋館
- ・保育園
- ・子どもの学習支援
- ・子ども食堂
- ・弁当配布

#### ○高齢者向け施設の概要

##### 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)

- ・施設サービス計画に基づき、入浴、食事等のサービスを提供します。
- ・要介護3以上の方と、要介護1または要介護2であって居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる方が利用できますが、入所の必要性の高い方から優先して入所することとされています。

##### 介護老人保健施設

- ・居宅での生活への復帰をめざす施設です。
- ・施設サービス計画に基づき、看護・医学的管理の下で介護、機能訓練等のサービスを提供します。
- ・要介護1以上の方が利用できますが、入所の必要性が高い方から優先して入所することとされています。



### 養護老人ホーム

- ・環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な方が、市町村の老人福祉法に基づく措置決定により入所する施設です。

### 救護施設

- ・生活保護法に基づく社会福祉施設です。身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設です。

### 軽費老人ホーム(A型)

- ・身寄りが無い、あるいは家庭の事情によって家族との同居が困難な60歳以上の方が対象です。なお、共に入居される配偶者、親族、特別な事情が認められる方は、60歳未満でも入居できます。
- ・食事の提供のほか、生活上の助言やレクリエーション活動等を行います。

### 軽費老人ホーム(ケアハウス)

- ・自炊ができない程度に身体機能が低下し、または独立して生活を営むには不安があり、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の方が対象です。なお、共に入居される配偶者、親族、特別な事情が認められる方は、60歳未満でも入居できます。

### 認知症高齢者グループホーム(認知症対応型共同生活介護)

- ・共同生活の中で、利用者がそれぞれの役割をもって、家庭的な環境で日常生活を送る中で、入浴や食事等の介護等のサービスを提供します。
- ・原則として、要介護1以上で、比較的安定状態の認知症症状がある方が利用できます。ただし、著しい精神症状や行動異常のある方、急性の状態の方は対象になりません。

### 介護付き有料老人ホーム

- ・介護等のサービスを提供する高齢者向けの居住施設で、入居者に、(1)食事の提供、(2)入浴、排せつ又は食事の介護、(3)洗濯、掃除等の家事又は健康管理のいずれかのサービスを提供する施設です。

## 4. 活動内容

活動内容は受入機関によって異なります。下記8種類の内容のうち、会員の皆さんが取り組みたい内容が、希望の受入機関で受け入れ可能かどうかをご確認ください。

### 【活動内容】

- ① 利用者の趣味活動や余暇活動のお手伝い
- ② お茶だし・食堂内の配膳・下膳など
- ③ 喫茶などの運営補助
- ④ 散歩、外出、館内移動の補助
- ⑤ 行事の補助(模擬店・会場設営・利用者の移動補助など)
- ⑥ 話し相手
- ⑦ 施設の環境整備等(草刈り、洗濯物の整理、シーツ交換等)
- ⑧ その他



### ①利用者の趣味活動や余暇活動のお手伝い

#### 「高齢者施設」

利用者の趣味活動や余暇活動、レクリエーション、音楽(歌)、創作活動、囲碁、将棋等に参加していただき、お手伝いや、一緒に楽しんでいただく活動です。

#### 「保育園」

保育園にて行っている活動等の折り紙・伝承遊び(お手玉・あやとり・凧あげ)に参加していただき、園児と共に楽しんでいただく活動です。



### ②お茶だし・食堂内の配膳・下膳など

#### 「高齢者施設」

利用者の方へのお茶出しや食堂内での昼食の配膳・下膳等を行う活動となります。利用者に合わせた介護食の形態(きざみ食、とろみ食、ミキサー食など)がありますので、名前を確認し、配膳を行ないます。

食事の介助はしないでください。専門の職員が行います。



### ③喫茶などの運営補助

#### 「高齢者施設」

施設によっては、利用者や家族、友人等が利用できる喫茶コーナーがあります。そこで飲み物やお菓子等を出していただく活動です。

#### ④散歩、外出、館内移動の補助

散歩、外出等の移動の際は、施設職員の指示に従ってください。



「高齢者施設」

施設内外を移動する際に、車いすを押したり、自立歩行できる利用者への声かけや見守りをさせていただく活動です。

「保育園」

園児が散歩を行う際に、危なくないよう見守りをさせていただく活動です。



#### ⑤行事の補助(模擬店・会場設営・利用者の移動補助など)

施設の利用者や園児が季節感を楽しめるよう季節に合わせた行事(花見、運動会、納涼祭、クリスマス会等)を行っていますので、その行事のお手伝いをさせていただく活動です。



#### ⑥話し相手

利用者の方達や園児と一緒に会話を楽しむ活動です。

※利用者のプライバシーに関わる内容を聞くこともあるかもしれませんが、会員が会話の中で知り得たことは、他に絶対漏らさないよう、個人情報の保護を徹底してください。



#### ⑦施設的环境整備等(草刈り、洗濯物の整理、シーツ交換など)

「高齢者施設・保育園」

利用者や園児との直接的な関わりではなく、利用者や園児が施設にて快適に過ごすことができるよう、施設運営側のお手伝いをさせていただく活動です。

#### ⑧その他

受入機関によっては、上記7項目以外にも活動がある場合がありますので、詳しくは直接受入機関にご相談ください。ご自身の趣味や、特技を活かした活動、私なら「こんなことが出来る」「こんな物が作れる」「教えることが出来る」等、今まで培った経験を活かしていただけたらと思います。

コロナ禍以降、利用者や園児との直接的な関わりを中止している所があります。  
お電話で直接確認をして下さい。

## 5. 活動する際のポイント

---

### (1)できる範囲で活動時間をつくる

現在の「ご自身の生活から時間をどれくらい取ることが可能か。」「自宅から通いやすい場所であるか。」等を検討していただき、無理のない範囲で活動を取り入れていただけたらと思います。

ポイント換金の上限である50ポイントの5000円は、1年間で52週ありますので、1週間平均1ポイント分活動すれば貯めることができる計算となります。

### (2)学ぶ気持ちを大切に

技術や方法だけでなく、福祉に関わる制度や、地域でどのような介護保険施設や利用者があるのか等、知ることの出来る機会でもありますので、積極的に学んでいただき、自身の成長に繋げていただけたらと思います。

### (3)誠意を持って自発的・積極的に

せっかくの活動の機会でありますので、人に言われてから行うのではなく、自ら積極的に活動に参加し、貢献していただけたらと思います。

## 6. 活動当日の心構え

---

限られた時間の中で有意義に活動できるよう、また活動先の迷惑とならないよう、以下に注意して積極的な姿勢で取り組んでください。

### (1)受入機関との連絡をまめにお取りください

活動を予定していても、体調不良や自分以外の理由(ご家族の用事等)で都合が悪くなったり、遅刻する場合は、必ず受入機関に連絡してください。体調不良の場合は無理せず、別日に変更可能か受入機関にご相談ください。

### (2)身だしなみにご注意ください

利用者と会員両方の事故や怪我を防ぐため、動きやすい服装(アクセサリ類は身につけない)、爪を短くする、長い髪は束ねる等ご配慮ください。

### (3)体調管理はご自身でお願いします

水分補給や、服薬等、体調管理はご自身でお願いいたします。気分の悪くなった場合等は、すぐに施設職員に相談してください。

感染症予防対策として体調管理記録票を活用してください。

#### (4)個人情報保護

元気応援ポイント活動を行って知り得た個人に関する情報は、正当な理由なく、他人に漏らしたり、また不当な目的に使用してはいけません。

元気応援ポイント活動を退いた後も同様となります。個人情報の保護を徹底してください。

#### (5)携帯電話・スマートフォンは使用しないでください

利用者の中には、ペースメーカーを入れている方もいます。携帯電話スマートフォンは持ち歩かず、電源を切って荷物と一緒に預けてください。

活動時間内に連絡しなければならない際は、その日の活動を別日に変更することもご検討ください。

#### (6)職員に報告・連絡・相談をしてください

利用者の様子に疑問を感じたら、すぐに近くにいる職員に報告してください。利用者の中には体調が急変する方もいらっしゃいます。

## 7. 怪我や事故に遭った場合は

---

速やかに平塚市社会福祉協議会(地域福祉推進課)へ連絡を！

「活動中に怪我をした」「相手に怪我をさせてしまった」「物を壊してしまった」  
「行き帰りに事故に遭ってしまった(ただし寄り道は対象外の場合あり)」

という時に、保険が適用されます。

速やかに、施設職員と平塚市社会福祉協議会に必ずご報告をお願いします。

【問い合わせ】

平塚市社会福祉協議会地域福祉推進課:電話33-3100

平日 8:30~17:00(土日祝日休み)

## 8. 今後の予定

---

### ○会員登録・手帳紛失時の再交付

場 所 平塚市福社会館 2階  
平塚市社会福祉協議会 地域福祉推進課

持ち物 身分証明書  
(マイナンバーカード、有効な健康保険証、介護保険証等)

※会員の登録後に、手帳と受入機関一覧が交付され活動が開始できます。

※手帳紛失時は会員受付台帳をもとに手帳及びスタンプの再交付を行います。

### ○ポイントの換金申請

期 間 令和8年5月1日(木)～5月29日(金)  
(平日 午前9時30分～午後3時30分)

### ○手帳の更新

期 間 令和8年5月1日(木)～随時  
(平日 午前9時30分～午後3時30分)

場 所 平塚市福社会館 2階  
平塚市社会福祉協議会 地域福祉推進課

持ち物 ・ひらつか元気応援ポイント手帳  
・身分証明書(マイナンバーカード、有効な健康保険証、介護保険証等)



当事業のお問い合わせは…

○平塚市福祉部 地域包括ケア推進課

場所:〒254-8686 平塚市浅間町9-1

平塚市役所 1階 118番窓口

電話:0463-23-1111 (代表)

平日(月~金)午前8時30分~午後5時

○平塚市社会福祉協議会 地域福祉推進課

場所:〒254-0047 平塚市追分1-43(福社会館内)

電話:0463-33-3100(直通)

平日(月~金)午前8時30分~午後5時

令和7年4月発行